

平成15年度 社会 保 障 費

—解説と分析—

国立社会保障・人口問題研究所 企画部

2005年(平成17年)9月20日「平成15年度社会保障給付費」を公表した。本稿では平成15年度の解説と分析をおこなう。なお、研究所のホームページで、配布資料全ページを公開している。公開形式はHTML形式とエクセルファイルのダウンロード形式で、配布資料同様の内容もPDFファイルのダウンロード形式で提供されている。

第1部 解 説 編

I 平成15年度社会保障給付費の概要

- 1 平成15年度の社会保障給付費は84兆2,668億円であり、対前年度増加額は7,002億円、伸び率は0.8%で調査開始以来最低であった。
- 2 社会保障給付費の対国民所得比は、平成14年度を0.22%下回る、22.86%になった。これは、国民所得の対前年度伸び率が、平成14年度の△1.7%から、平成15年度は1.8%と増加に転じたことによる。(対国民所得比が減少したのは、平成3年度以来の12年ぶり、対国民所得比の水準は平成14年度に続いて過去2番目に高くなった。)
- 3 国民1人当たりの社会保障給付費は66万300円で、対前年度伸び率は0.7%であった。
- 4 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」の部門別にみると、「医療」が26兆6,154億円で総額に占める割合は31.6%、「年金」が44兆7,845億円で同53.1%、「福祉その他」が12兆8,669億円で同15.3%であった。
- 5 「医療」の対前年度伸び率は1.3%で微増であった。その背景には平成15年度には、サラリーマン本人の負担割合及び家族の入院に係る負担割合を、2割から3割に引き上げる改正があり、また、老人定率1割負担の徹底が実施され、受診を抑制する制度改正が行われたことがあげられる。
- 6 「年金」の対前年度伸び率は0.9%で、近年では低い伸びにとどまった。その背景には、公的年金等に、マイナス物価スライド(△0.9%)が実施されたこと、厚生年金基金の解散や代行返上により基金の給付(3階部分)が減少したこと、平成15年度、制度改正に伴う脱退一時金により増加した農業者年金基金の給付が減少したことなどが考えられる。
- 7 生活保護、児童手当、失業給付、社会福祉費等からなる「福祉その他」の対前年度伸び率は△0.4%で平成2年度以降13年ぶりに減少した。しかし、「福祉その他」の再掲として掲載している「介護対策」は9.6%の増加であり、全体が減少した主な原因は、景気の回復及び雇用保険法の改正等が影響して減少した雇用保険の「失業・雇用対策」の減少等であった。制度発足後、給付費の伸びが急激であった介護対策については、平成15年度は、介護報酬のマイナス改定(△2.3%)の影響もあり、若干、伸び率が抑えられている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成14年度	平成15年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	835,666 (100.0)	842,668 (100.0)	7,002	0.8
医療	262,744 (31.4)	266,154 (31.6)	3,409	1.3
年金	443,781 (53.1)	447,845 (53.1)	4,064	0.9
福祉その他	129,140 (15.5)	128,669 (15.3)	△471	△0.4
介護対策(再掲)	46,995 (5.6)	51,521 (6.1)	4,525	9.6

注) () 内は構成割合である。公表資料の表1に相当。

表2 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成14年度	平成15年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	835,666 (100.0)	842,668 (100.0)	7,002	0.8
高齢	412,382 (49.3)	420,079 (49.9)	7,697	1.9
遺族	60,875 (7.3)	61,687 (7.3)	812	1.3
障害	19,393 (2.3)	19,495 (2.3)	102	0.5
労働災害	10,012 (1.2)	9,912 (1.2)	△100	△1.0
保健医療	258,374 (30.9)	260,851 (31.0)	2,476	1.0
家族	27,001 (3.2)	27,217 (3.2)	216	0.8
失業	25,472 (3.0)	19,471 (2.3)	△6,001	△23.6
住宅	2,503 (0.3)	2,796 (0.3)	293	11.7
生活保護 その他	19,654 (2.4)	21,159 (2.5)	1,505	7.7

注) () 内は構成割合である。公表資料の表4に相当。

機能別(表2)で最も大きいのは老齢年金や老人福祉サービス給付費などからなる「高齢」であり42兆79億円、総額に占める割合は49.9%であった。2番目に大きいのは医療保険や老人保健などの医療給付などからなる「保健医療」であり

26兆851億円、総額に占める割合は31.0%であった。これら上位2つの機能分類の合計が、総額の80.9%を占めている。

対前年度伸び率では「住宅」が11.7%と高いが、増加額は少なく、給付費全体の伸びへの影響は小さい。一方、給付費全体の伸びに最も影響を与える「高齢」については1.9%、「保健医療」については1.0%の低い伸びとなった。一方、「失業」が対前年度で△23.6%と大きく減少している。その結果全体でも対前年度伸び率で0.8%と小さい伸びにとどまった。

II 平成15年度社会保障財源の概要

1 平成15年度の社会保障収入総額は101兆2,526億円で、対前年度伸び率が14.77%であった。

注) 収入総額には、社会保障給付費の財源に加えて、管理費及び給付以外の財源も含まれる。

2 大項目では「社会保険料」が54兆6,302億円で、収入総額の54.0%を占めている。次に「税」が27兆7,853億円で、収入総額の27.4%を占めている。

3 収入額の伸びをみると、「資産収入」の増加が大きく対前年伸び率では844.14%となっている。社会保障給付費において「資産収入」を計上している制度は、年金制度を中心とした積立金を保有する制度である。制度ごとに資産収入の変化を見ると、最も多く積立金を保有する厚生年金の資産収入が大きく増加してきており、それにより全体の資産収入も増加している。厚生年金については、平成13年度から積立金の一部を市場で運用しているところであるが、平成15年度は、国内株式(TOPIX配当込み)の投資収益率が51.13%と年度の収益率としてはバブル崩壊後最も高いものとなったこと等により、運用収入が大きく増加したことが影響したと考えられる。また、「税」については増加しているが、「社会保険料」では対前年度比較で減少した。

表3 項目別社会保障財源

	平成14年度	平成15年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 882,218 (100.0)	億円 1,012,526 (100.0)	億円 130,308	% 14.77
I 社会保険料	558,784 (63.3)	546,302 (54.0)	△12,483	△2.23
事業主拠出	284,054 (32.2)	272,505 (26.9)	△11,549	△4.07
被保険者拠出	274,731 (31.1)	273,797 (27.0)	△934	△0.34
II 税	267,140 (30.3)	277,853 (27.4)	10,713	4.01
国	205,520 (23.3)	211,415 (20.9)	5,895	2.87
地方	61,620 (7.0)	66,438 (6.6)	4,818	7.82
III 他の収入	56,294 (6.4)	188,371 (18.6)	132,077	234.62
資産収入	16,124 (1.8)	152,229 (15.0)	136,105	844.14
その他	40,170 (4.6)	36,142 (3.6)	△4,028	△10.03

注) () 内は構成割合である。公表資料の表7に相当。

注) 公表資料では、第10表及び第11表で財源の推移を示した。前者はILO第18次までの調査票に、後者はILO第19次の調査票に基づいて集計された。

「社会保険料」については、事業主拠出が1兆1,549億円、被保険者拠出が934億円減少した。事業主拠出の減少の主な要因は、厚生年金基金等の7,414億円減、厚生年金保険の4,804億円減で、被保険者拠出の減少の主な要因についても、厚生年金保険の4,804億円減、厚生年金基金等の2,693億円減となっている。

厚生年金保険で保険料拠出が減少した理由は、被保険者数の減少と標準報酬月額総額の減少(対前年度比△1.2%)に加え、平成15年度から実施された総報酬制により、得られる予定だったボーナスからの保険料徴収分が少なかったことが影響していると考えられる。

一方、厚生年金基金等については、主に厚生年金基金の解散や代行返上に伴い基金数が減少した

こと等が考えられる。

第2部分 分析編

制度改正と福祉給付

平成15年度に実施され社会保障給付費に影響を与えた制度改正の中で、障害者福祉に係る給付について以下にまとめる。平成15年4月、障害者福祉サービスが「措置制度」から「支援費制度」¹⁾へ移行された。

支援費制度においては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところである。

平成17年に成立した障害者自立支援法は精神障害者のサービスまでを包括的に扱っているが、平成15年4月に施行された支援費制度において

は、表4のように身体障害・知的障害を対象とした給付のみ対象にしていた。費用の種類として支援費は、居宅生活支援費と施設訓練等支援費に分かれる。平成15年度社会保障給付費においては「社会福祉」(第9表「26 社会福祉」の『医療以外の現物』2兆2,481億円²⁾に含まれている。障害保健福祉部の管轄する「居宅支援費関連費用」では、平成15年度に給付された費用は1,561億円で、前年度の同様の費用と比較すると103億円の増加となっている。しかし、施設訓練等支援費については、知的障害者施設訓練等支援費等負担金が3,908億円で、前年の同様の費用(知的障害者援護措置費負担金)と比較して263億円の減少となっている。また、身体障害者施設訓練等支援費等負担金は1,531億円で、前年の同様の費用

(更正援護施設事務費負担金)と比較して4億円の減少となっている。これは、支援費制度の移行に伴い、支援費関係の給付は支出がこれまでより1ヵ月遅れることになり、平成15年度は11ヵ月分の計上となっているからである。従って、支援費制度の発足初年度の数値をそのまま対前年と比較するのは適当ではない。居宅生活支援費では、在宅支援サービス(ホームヘルプサービス、身体障害者デイサービス及びショートステイ、知的障害児・者デイサービス及びショートステイ、グループホーム)の推移を示した厚生労働省の資料がそのことを明記している。

図2は、障害者自立支援法を検討する資料として、社会保障審議会障害者部会で配布された資料の一部であるが、法律成立後に一部更新され厚生労働省のホームページに掲載されている。平成15年度の在宅支援サービスは予算上は516億円とされているが、これは11ヵ月分を想定していることであり、12ヵ月分にするると563億円になることが参考に明記されている。また、図2では「精神障害者福祉制度」の同様の予算として平成15年度当初予算で27億円、当年度不足額で4億円があったことを示している。平成15年度は支援費制度の初年度だったが、年度末に当初予算を大きく上回る支出実績が見込まれた。それまで市町村の独自事業としてだけだった知的障害児・者対象の在宅支援サービスが、支援費として全国的

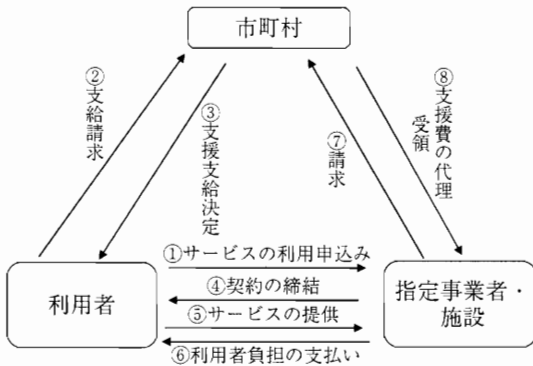
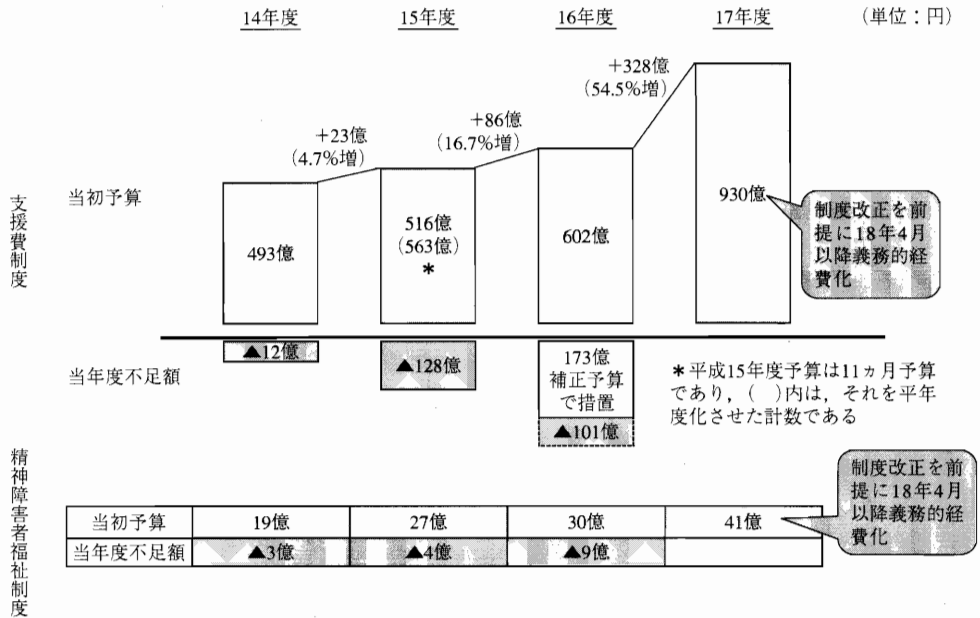


図1 支援費制度のしくみ

表4 法律別 支援費制度の対象サービス

	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法 (障害児関係のみ)
支援費制度の対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者更正施設 身体障害者療養施設 身体障害者授産施設 (政令で定める施設に限る) 身体障害者居宅介護等事業 身体障害者デイサービス事業 身体障害者短期入所事業 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者更正施設 知的障害者授産施設 (政令で定める施設に限る) 知的障害者通勤寮 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設 知的障害者居宅介護等事業 知的障害者デイサービス事業 知的障害者短期入所事業 知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童居宅介護等事業 児童デイサービス事業 児童短期入所事業

出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「支援費制度の事務大要」, p.3, 平成13年8月23日, 支援費制度担当課長会議資料。



出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部『障害者自立支援法による改革～「地域で暮らす」を当り前に～』, p.7. <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushienhou02/1.html>

図2 在宅サービスに係る予算の状況

表5 平成15年度支援費制度の在宅サービスの執行状況

(単位: 億円)

事業名	所要見込額	予算現額	予算現額		差引	カバー率
			当初予算額	流用等額		
在宅サービス全体	622	608 *2	516	114	▲14	98%
ホームヘルプ	368 *1	354	278	76	▲14	96%
身障ディ・ショート	72	72	94	▲22	0	100%
知・児ディ・ショート	106	106	77	29	0	100%
グループホーム	76	76	68	9	0	100%

注) *1 所要見込額は、国庫補助基準内の額である。

*2 在宅サービス全体の当初予算額のうち22億円については、他の事業に流用できない経費であるため、当初予算額と流用等額を加えた額が、予算現額と一致しない。

出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課「平成15年度支援費制度の在宅サービスの執行について」。

に認知されたことで、当初の予想以上に知的障害児・者の給付が伸びたからである。

表5は、障害保健福祉部障害福祉課の公表資料である。これは、平成15年度末に支援費予算が不足したときの状況を示している。この表は、平成15年度において在宅サービスで516億円を見込んでいたが、実際はサービス受給が予想以上に

伸びて622億円になったこと、その622億円をまかなうために、流用等で114億円追加用意したが、それでも14億円が不足したことを表現している。当初予算と所要見込み額を比較すると、ホームヘルプサービスが大きく伸びたこと、知的障害児・者のデイサービスやショートステイが増加したことがわかる。なお、流用等額とは、厚生労働省の

全体予算の中で工面した額ということである。

居宅支援費としては、障害保健福祉部関係の他に老人保健関係の費用がある。介護保険が導入される以前は福祉で高齢者のホームヘルプサービスを行っていたが、介護保険施行後は、重度認知症などの要介護認定ができず介護保険給付を受けられない高齢者のホームヘルプサービスが残っている。これが平成15年度1,236億円あった。

支援費制度のうち居宅支援を広く障害者及び高齢者の両方から捉えると、障害児・者の居宅支援費として1,561億円、そして高齢者の居宅支援費として1,236億円を合算して、平成15年度2,797億円の居宅支援給付があったことになる。

平成15年度社会保障給付費の推計作業及びとりまとめは、本田達郎・勝又幸子・米山正敏が担当した。本資料に関する問い合わせは次で受ける。

国立社会保障・人口問題研究所 企画部 第3室 03-3595-2985(企画部直通)又は勝又幸子(yukiko-ka@ipss.go.jp)

社会保障給付費及び国際比較データはすべて国立社会保障・人口問題研究所のホームページで公表している。<http://www.ipss.go.jp>

本文の表章で△は減少数(率)を表わす。

注

1) 支援費制度の具体的な仕組み

①サービスの利用に際し、支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスを選択するための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支給申請を行う。

②市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対して支援費の支給決定を行う。

③支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事等の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、サービスを利用する。

④サービスを利用したときは、本人および扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち本人および扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払う。また、市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する。(ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる。)

2) 公表資料「平成15年度社会保障給付費」p.26参照。

(ほんだ・たつお 企画部長)

(かつまた・ゆきこ 企画部第3室長)

(よねやま・まさとし 企画部第1室長)

日本のOECD基準による社会支出2002(平成14)年度更新について

—平成15年度社会保障給付費公表、独自推計の背景と方法—

国立社会保障・人口問題研究所 企画部

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所が毎年公表する社会保障給付費では平成14年度分から【付録】国際比較として、従来のILO基準に加えてOECD基準による社会支出を掲載するようにした。また平成17年9月に公表した平成15年度社会保障給付費からは、データの更新が滞っているILO基準の掲載を止め、OECD基準だけを掲載することにした。OECDのデータは直近で2001年最新だったが、平成15年度日本については独自推計を行い参考表1として日本の社会支出の推移を1995年度から2002年度まで公表した。日本の独自推計とOECDの公表推計との間には推計値の相違による違いがある。以下では、その相違について背景と推計方法を説明する。

平成15年度社会保障給付費の【付録】について

平成15年度社会保障給付費の【付録】OECD基準による我が国の社会支出の推計結果では、「参考表1日本の社会支出の推移」を1995～2002年度の8年分公表した。【付録】の表紙下の囲みの中で、OECD基準だけを掲載している理由と独自推計であることの意味を次のように説明した。

我が国の社会保障給付費は、従来からILO基準でとりまとめられており、過去からの推移をみる上では重要な指標であるが、同

基準の諸外国のデータが1996年以降更新されず、今後も更新される見込みがない。

一方、やや範囲が異なるがOECD基準の社会支出は比較的新しい年次まで諸外国のデータが公表されており、昨年度から本報告書においても、OECDの推計結果を掲載しているところである。

OECD基準の社会支出は、ILO基準に比べて範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

本年度においては、OECD基準の社会支出の推計方法の詳細を調査した上で、我が国のデータを精査し、過去に遡って本研究所が推計を行った。推計方法の詳細については、「政策分野別社会支出の項目説明」(P.41)を参照。なお、国際比較における日本以外の諸外国のデータは、OECDによる推計結果である。

独自推計について

国際比較データをILO基準からOECD基準に変更したのは、ILO基準データの更新の目的がたたないという理由である。また、OECD基準だけを掲載するにあたっては、国立社会保障・人口問題研究所がOECD基準の社会支出の推計方法の詳細を調査した上で「独自推計」を行い、直近の年

次もOECDの公表に先立って、出来る限り新しい年次の数値を提供することとした。参考表1(平成15年度社会保障給付費p.37)はOECDが公表しているSocial Expenditure Database, 2004 Editionの日本の数値と異なっているので以下「独自推計」と呼ぶが、「独自推計」は、2つの側面でOECD公表資料と違っている。ひとつはOECDより1年最近の2002年度までのデータを提供していること、もうひとつは、政策分野別で「保健」「積極的労働政策」「失業」の3分野について数値が異なっていることである。この3分野で数値が異なっている結果、総額も異なっている。

独自推計の背景と方法について

表1では、「保健」「積極的労働政策」「失業」の3分野について、OECDの2004 Editionの数値を比較のために各政策分野の下に英語表記“HEALTH”、“ACTIVE LABOUR MARKET PROGRAMMES”、“UNEMPLOYMENT”として掲載した。「保健」については、1999年度までは独自推計の方が大きく、2000年度以降は独自推計の方が小さくなっている。「積極的労働政策」については独自推計の方が常に下回っている。「失業」については、1995～96年度は独自推計の方が下回っていたが、1997～99年度は独自推計の方が上回

表1 日本の社会支出の推移

(億円)

	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	対前年度 伸び率(%)
高齢	275,584 (39.2)	289,109 (39.5)	305,240 (40.7)	324,115 (41.7)	334,781 (41.9)	373,474 (44.7)	396,779 (45.4)	419,951 (47.0)	5.8
遺族	53,598 (7.6)	55,004 (7.5)	54,971 (7.3)	56,708 (7.3)	58,423 (7.3)	59,814 (7.2)	61,129 (7.0)	61,947 (6.9)	1.3
障害、業務災害、 傷病	31,864 (4.5)	32,290 (4.4)	33,116 (4.4)	33,253 (4.3)	31,689 (4.0)	33,050 (4.0)	33,470 (3.8)	33,869 (3.8)	1.2
保健	281,679 (40.1)	293,891 (40.2)	293,264 (39.1)	296,885 (38.2)	304,066 (38.0)	297,657 (35.6)	305,259 (34.9)	299,071 (33.5)	△ 2.0
HEALTH	265,696	275,380	275,215	283,977	296,706	307,105	316,039		
家族	21,548 (3.1)	23,742 (3.2)	23,403 (3.1)	24,137 (3.1)	25,107 (3.1)	27,548 (3.3)	30,269 (3.5)	31,657 (3.5)	4.6
積極的労働政策	10,517 (1.5)	10,072 (1.4)	9,371 (1.3)	9,033 (1.2)	9,911 (1.2)	10,459 (1.3)	11,384 (1.3)	11,206 (1.3)	△ 1.6
ACTIVE LABOUR MARKET PROGRAMMES	15,572	16,174	15,639	13,207	14,732	14,653	14,416		
失業	19,005 (2.7)	20,017 (2.7)	21,769 (2.9)	25,580 (3.3)	26,193 (3.3)	24,563 (2.9)	25,070 (2.9)	23,957 (2.7)	△ 4.4
UNEMPLOYMENT	19,242	20,639	21,255	23,995	25,884	28,176	23,132		
住宅	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
生活保護その他	9,158 (1.3)	7,490 (1.0)	8,082 (1.1)	8,495 (1.1)	9,173 (1.1)	9,792 (1.2)	10,375 (1.2)	11,360 (1.3)	9.5
合計	702,954 (100.0)	731,614 (100.0)	749,216 (100.0)	778,206 (100.0)	799,342 (100.0)	836,356 (100.0)	873,733 (100.0)	893,019 (100.0)	2.2
国民所得比	18.8%	18.9%	19.1%	20.5%	21.4%	22.1%	23.7%	24.7%	0.94
国内総生産比	14.1%	14.2%	14.4%	15.2%	15.7%	16.3%	17.4%	18.0%	0.52

注：1) ()内は構成割合である。

2) 国民所得比と国内総生産比の対前年度伸び率欄は、対前年度増加分(単位：%ポイント)である。

3) HEALTH, ACTIVE LABOUR MARKET PROGRAMMES, UNEMPLOYMENTはOECD SOCX 2004 Editionに公表されている数値である。

り、2000年度は逆に急激に独自推計が下回り、2001年度は再度独自推計が上回るという、不規則な動きになっている。このような数値の違いは次に述べるように、OECDが社会支出データベースの構築に、当初よりこれらのデータについて異なる統計を援用してきたことが理由である。

OECDの社会支出は、1992年第2回OECD社会保障担当大臣会議において提案されたことが契機となり加盟各国政府の協力のもと集計が始まった。¹⁾電子媒体(CD-ROM)による販売が1999年2月に始まり、その後2000年に2nd Editionが2001年に3rd Editionが販売された。2004年には2004 Editionが出されたが、このときより電子媒体の販売ではなく、OECDのホームページから無料ダウンロードできるようになった。現時点で直近は2004 Editionであり、直近年は2001年度が記録されている。

OECDの社会支出データベースに関しては、旧厚生省政策課の委託で旧社会保障研究所がとりまとめ案の作成にあたった。厚生労働省に再編された現在では、国立社会保障・人口問題研究所が大蔵官房国際課を通じてOECDから依頼を受けて推計値を提供している。データベースの創設当初1999年より社会支出に計上されているすべての政策分野についてデータを提供することをOECDが加盟国に求めなかった。つまり、今回独自推計を行った「保健」「積極的労働政策」「失業」の3分野については、OECDが別途構築していた統計よりデータを使うことで今日まで集計されているのである。新しいデータベースの構築には、多くの労力と時間がかかるため、なるべく既存のデータを利用することが加盟国政府関係者から求められる。当時OECDが新しく社会支出データベース(以下SOCXと呼ぶ)を構築するに当たっても同じ議論が行われた。特にEU(当時EC)の諸国については、EUROSTAT(欧州連合統計局)がすでに先行してESSPROS(European System of integrated Social PROtection Statistics: 欧州統合社会保護統計制

度)を1970年代に創設し、その後改訂を加えて定期的に公表していた事情があった。ほとんどのEC加盟国がOECDに加盟していることから、2つのデータベースのために類似データを個別に提供する労力と意味が問われ、OECD事務局はEU加盟国についてはESSPROSに基づいてEUROSTATに提出されたデータをEUROSTATがOECD社会支出形式に組み直して提出することを妥協案として認めることになったのである。2001年に出されたSOCX, 3rd EditionまではESSPROSとSOCXは政策分野の分類においてかなり異なっていたが、2004 Editionからは、政策分野別区分がESSPROSとの対応を意識して改訂された。²⁾OECD政策分野区分の変更については、国立社会保障・人口問題研究所(2004)³⁾に詳しくまとめられているが、この変更もOECD加盟国に占めるEU諸国の増加に伴いEUROSTATとOECDの間で、SOCXをまとめるにあたっての作業効率を向上させることがひとつの目的であったと考えられる。

OECDがすでに構築していた他のデータベースからの数値の援用された政策分野では、「保健」と「積極的労働政策」「失業」がある。

「保健」については、OECD Health Data File(ヘルスデータファイル)のデータを、「積極的労働政策」「失業」についてはOECD Employment Outlook(エンプロイメントアウトック)のデータを利用している。OECD Health Data Fileの集計は、(財)医療経済研究機構が現在行っている。OECD Employment Outlookへの当該データの提供は、厚生労働省の職業安定局他が行っている。

独自推計「保健」について

「保健」とは、社会支出の定義上は医療の現物給付(治療にかかる費用であって、傷病手当金などの現金給付を含まない)を計上することになっているが、社会保障給付費の医療の現物給付としての3区分の「医療」を上回る額になっており、その

表2 OECD社会支出における「保健」独自推計値

(億円)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
推計値「保健」=①-②-③	281,679	293,891	293,264	296,885	304,066	297,657	305,259	299,071
① Public expenditure	281,905	294,141	293,542	297,188	304,394	314,356	322,728	318,962
公的経常保健医療支出	260,813	274,363	274,386	277,702	288,496	300,396	309,791	308,328
医療設備への公的投資	21,092	19,778	19,155	19,487	15,898	13,960	12,938	10,634
② 介護保険医療系サービス	—	—	—	—	—	16,388	17,160	19,566
③ 補装具(HC.5.2.2×HF.1)	226	250	277	304	329	311	310	325

出所：①はOECD Healthdata file 2005

②③は(財)医療経済研究機構による。

差は年々大きくなっている。OECD Health Data FileではPublic Health Expenditure(公的保健支出)の総額を「保健」の額として援用している。Public Health Expenditure(公的保健支出)はPublic current expenditure(公的経常保健医療支出)とPublic investment on medical facilities(医療設備への公的投資)の合計で定義されており、このそれぞれの支出に何が含まれているかを調べた結果、介護保険における医療系サービス給付が「高齢」と、補装具に係る給付が「障害、業務災害、傷病」と二重計上になっていることがわかった。そこで、「独自推計」では、OECDのPublic Health Expenditure(公的保健支出)より、これら二重計上になっている額を控除することにした。控除額は(財)医療経済研究機構の協力により、Health Data Fileで積算している実際の額を入手し控除した。表1の「保健」は表2のように算出された。

2000年度、公的介護保険の導入を機に独自推計がOECD 2004 Editionに掲載されている数値を下回るようになっているのは、介護保険医療系サービスをSOCXの定義に沿って「高齢」に位置づけるために「保健」より控除しているからである。

独自推計「積極的労働政策」「失業」について

「積極的労働政策」「失業」については、OECD Employment Outlookの巻末付録に毎回とりまとめ

られている公的支出の表で「積極的政策」とされているものを「積極的労働政策」に「対処的政策」とされているものを「失業」に当てはめている。表3は現状で最も新しいEmployment Outlook(2005年刊行)に掲載されている表の一部抜粋と翻訳である。このデータは対GDP比率で公表されており、実額は明示されていない。独自推計を行うにあたり、国立社会保障・人口問題研究所では、厚生労働省内のデータ提供元に協力を得て、OECDのSOCX基準に基づいてデータの精査を行った。

今回の調査の結果、Employment Outlookの当該データは厚生労働省の職業安定局・職業能力開発局・労働基準局の3つの局より集められた数値から集計されていることがわかった。また、各局より集計された数値を国立社会保障・人口問題研究所で整備しているデータとの比較でみると、2つの側面で費用を対応させることが難しいことも判明した。まず、国立社会保障・人口問題研究所が整備している社会保障費用では、雇用保険特別会計に計上されている費用および船員保険特別会計に計上されている費用が、当該政策区分(「積極的労働政策」「失業」)に相当するのに対して、Employment Outlookでは集計方法を調べた結果、一般会計からの繰り入れも含む費用で構成されている点が違った。次に、社会保障費用では決算値を用いて集計しているのに対して、Employment

表3 エンプロイメントアウトックにおける労働関係の公的支出

Table H. Public expenditure and participant inflows in labour market programmes in OECD countries

原文(英語)	日本語訳(仮)	日本	
		公的支出の対GDP比(%)	
		2002-2003	2003-2004
Programme categories and sub-categories	制度区分とその内訳		
1. PES AND ADMINISTRATION	1. 公共職業サービスと管理	0.25	0.26
1. 1 Placement and related services	1. 1 求職者のためのサービス
1. 2 Benefit administration	1. 2 給付管理
2. TRAINING	2. 訓練	0.04	0.04
2. 1 Institutional training	2. 1 公共施設での訓練	0.04	0.04
2. 2 Workplace training	2. 2 職場での訓練	—	—
2. 3 Integrated training	2. 3 集約的訓練	—	—
2. 4 Special support for apprenticeship	2. 4 見習いのための特別支援	—	—
4. EMPLOYMENT INCENTIVES	4. 雇用インセンティブ	0.02	0.02
4. 1 Recruitment incentives	4. 1 採用インセンティブ	0.01	0.01
4. 2 Employment maintenance incentives	4. 2 雇用維持インセンティブ	0.01	0.01
5. INTEGRATION OF THE DISABLED	5. 障害者のための措置	0.01	0.01
5. 1 Regular employment	5. 1 通常の雇用
5. 2 Sheltered employment	5. 2 保護された雇用
5. 3 Other rehabilitation and training	5. 3 その他のリハビリテーションと職業訓練	—	..
6. DIRECT JOB CREATION	6. 直接的な仕事の創出	—	—
7. START-UP INCENTIVES	7. 仕事を始めるインセンティブ	—	—
8. OUT-OF-WORK INCOME MAINTENANCE AND SUPPORT	8. 仕事以外の収入の維持と支援	0.48	0.46
8. 1 Full unemployment benefits	8. 1 すべてが失業給付の場合
8. 1. 1 Unemployment insurance	8. 1. 1 失業保険
8. 1. 2 Unemployment assistance	8. 1. 2 失業支援
8. 2-3 Partial and part-time unemployment benefits	8. 2-3 部分的パートタイム的な失業給付
8. 4-5 Redundancy and bankruptcy compensation	8. 4-5 追加的な破産的な補償	—	0.01
9. EARLY RETIREMENT	9. 早期退職	—	—
TOTAL	合計(1~9)	0.79	0.79
TOTAL ACTIVE MEASURES (1-7)	[積極的政策](1~7)	0.31	0.32
TOTAL PASSIVE MEASURES (8-9)	[対処的政策](8+9)	0.48	0.46

Source: Employment Outlook 2005, p268, OECD

出所: Employment Outlook 2005の巻末表Hより日本部分についての抜粋(和訳は仮訳)

Outlookでは予算をベースとしているが、局によっては決算も使用している点が違うのである。

具体的な相違点は、Employment Outlookが「失業」として、船員保険の求職者給付を計上していないことである。求職者給付とはいわゆる失業者への給付である。日本において求職者給付を受けることができるのは、雇用保険加入者と船員保険加入者である。⁴⁾

次の相違点は、Employment Outlookでは雇用保険特別会計以外の一般会計からの費用が含まれていることである。調査の結果、表3で「積極的

政策1~7」の部分では雇用保険を財源とする費用と一般会計を財源とする費用が混在していることがわかった。1~7とは、1. 公共職業サービスと管理、2. 訓練、3. ジョブローテーションとジョブシェアリング⁵⁾、4. 雇用インセンティブ、5. 障害者のための措置、6. 直接的な仕事の創出、7. 仕事を始めるインセンティブ、が該当する。特に1. 公共職業サービスと管理、4. 雇用インセンティブ、5. 障害者のための措置、7. 仕事を始めるインセンティブに、財源を一般会計に求めている費用があることがわかった。しかしそれらの根拠となっているのは予

算値であり、決算における費用との対応関係が必ずしも明らかではなかった。一般会計が含まれるというものの、4. 雇用インセンティブなどには雇用保険を財源とする「雇用保険三事業」⁶⁾に分類される給付も含まれているため、会計種別に4. 雇用インセンティブを分離することはできなかった。

先に述べたように、Employment Outlookの当該データは厚生労働省の職業安定局・職業能力開発局・労働基準局の3つの局から提供されているデータによって構成されているが、その多くが職業安定局の管轄する費用であることがわかっている。さらに職業安定局が提供しているデータは「職業安定行政関係主要予算」を基礎としている。この資料は次年度の予算について広報を目的に部局単位で作成するものである。したがって、決算資料のように細目は無く、当該年度によって特に重点的に予算が組まれた政策についてわかるように示されている。「職業安定行政関係主要予算」は一般会計と雇用保険特別会計から構成されているが、平成15年度の資料を例にすると、5,721億円が一般会計であり、3兆2,223億円が雇用保険特別会計となっている。つまり、そのほとんどが雇用保険特別会計で成り立っていることになる。

職業能力開発局が提供しているデータは、調査の結果、訓練と障害者に対する政策にまたがっており、会計上も特別会計と一般会計の両方であることが判明した。労働基準局分は表3の「8. 4.5 追加的な破産的な補償」であり、一般会計を財源としていた。

国立社会保障・人口問題研究所の社会保障費データベースにおける失業給付は雇用保険特別会計の決算数値で失業等給付金の額だが、失業等給付金にはSOCXで「家族政策」に分類される育児休業給付と介護休業給付が含まれている。そこで、SOCXでの二重計上を防ぐためには、育児休業給付と介護休業給付を控除した額を「8. 仕事以外の収入の維持と支援」に計上する必要があるこ

とが判明した。

以上の調査結果をもとに、独自推計においては以下のように数値を推計することとした。

「積極的労働政策＝積極的政策(Active measures)」の推計方法は、国立社会保障・人口問題研究所の社会保障費データより、雇用保険制度の支出総額から、「失業」に分類する現金給付(求職者給付+就職促進給付+教育訓練給付+雇用継続給付)を控除した部分と職業安定局の「職業安定行政関係主要予算」で一般会計分とされた部分の合計とする。この一般会計は予算額であるが、該当する一般会計の決算値が無いために使わざるをえない。この一般会計予算の内容を精査すると毎年決まって支出される費用(＝義務的経費)の占める割合が大きいので、決算値と大きな乖離はないものと仮定し決算値の代わりに用いることにした。

「失業＝対処的政策(Passive measures)」の推計方法は、決算資料である国立社会保障・人口問題研究所の社会保障費データより、雇用保険制度の現金給付からSOCXにおいて「家族政策」に計上している費用の控除、すなわち育児休業給付と介護休業給付を二重計上を防ぐために控除した額とする。そして、Employment Outlookで含めていなかった船員保険の失業者対象の給付費を追加した。

残された課題「住宅」の推計について

「住宅」については、新ILO基準(機能別社会保障給付費⁷⁾)では生活保護制度における住宅扶助の額を計上しているが、OECDにおいては現在まで適当なデータが得られないとして計上してこなかった。直接個人に帰着する給付に限っているILOに比べてOECDのSOCXの定義自体は施設整備費など間接的な費用も含む点で広いという前提に立つと、たとえ日本について住宅扶助のデータが入手可能であるからといって、それを日本の「住宅政策」の代表としてここに計上することは、国際

比較を見る者に日本の住宅政策の規模について間違っただけの印象を与える危惧をもつ。住宅に係る政策費用については、過去に調査を行い、平成8年に公営住宅法の抜本改正が行われたことが報告されている。改正前の制度においては公営住宅は地方公共団体の直接建設による供給方式のみであったが、新たに民間住宅の借り上げ、買い取り方式を導入するとともに、公営住宅の種別区分(第1種、第2種)の廃止が行われた結果、住宅政策費用としての把握がさらに困難になった。⁸⁾

SOCXがターゲットにしている費用は、所得の再分配機能を目的とした「社会支出」の規模の把握であるが、社会的に再分配を必要とする対象者として例えば、低所得者や特別な設備を必要とするような障害者・高齢者が日本でどのような住宅給付を受けているかを総合的に把握するデータは無い。介護保険ではバリアフリー化のための住宅改修に現金給付を行っているが、これはSOCXでは「高齢」に計上されている。

住宅扶助のほかに考えられる給付としては、市営・都営・県営などに居住する人の家賃補助額であるが、多くの場合「家賃免除」や「家賃減額」部分は、支出行為が行われなためデータが無い。民間住宅の借り上げや家賃補助については支出行為があるが、これも各自治体の独自政策であるため全国的なデータは無い。また、雇用促進住宅という雇用保険特別会計を財源として雇用促進事業団(現独立行政法人雇用・能力開発機構)が整備を行ってきた住宅がある。これらは、地域において公営住宅として勤労者に良質で廉価な住居を提供してきた。これらの費用についても考慮するべきであろう。

まとめ

独自推計では「保健」「積極的労働政策」「失業」の3分野について、OECDのSOCXの基準に沿って推計を行った。独自推計を行うにあたって調査

した結果、異なるデータベースからの援用による集計は、二重計上を回避する配慮を必要とすることが判明した。この問題については、次回データ更新時に研究所として意見を添えて出す必要があるだろう。EUROSTATなどのように、統一基準ですべてのデータを加盟国より収集することが理想ではあるが、OECDのSOCXの置かれた状況はそれを容易に許すものではないことも理解できる。すくなくとも、日本のデータについてはSOCXの構成費用について正確な情報を提供できるように整備が必要であり、独自推計はその意味で中身のわかるデータとして意味がある。

本資料に関する問い合わせは、企画部第3室長勝又幸子が受ける。

[謝辞]「保健」の重複計上の部分は、佐藤雅代氏(元企画部研究員・現北海道大学公共政策大学院特任助教授)の詳細な比較によって解明された。

注

- 1) 勝又・森田(1999)p.113
- 2) 浅野仁子(2001)p.96
- 3) 国立社会保障・人口問題研究所(2004)p.81
- 4) 船員保険とは政府を保険者とし船員を対象とする社会保険である。設立当初は年金・医療・雇用・労災のすべての給付を行っていたが、年金部門は厚生年金に統合されたため、現在は医療・雇用・労災の給付を行っている。戦後まもなくの日本では海運業や遠洋漁業が盛んであったため船員が多かったが、航空貨物時代と200海里時代の到来で産業構造が転換した結果、現在では雇用保険被保険者で約5万2千人(2004年)と少数になった。被保険者が激減したとはいえ、年間約46億円(2003年度)の求職者給付を支給している。
- 5) 3のジョブローテーションとジョブシェアリングは2005年のOECD Employment Outlookの当該表では省略されている。
- 6) 雇用保険三事業とは、雇用保険の財源において事業主負担の財源のみを使った三つの事業で、雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業の三つの事業を含む。
- 7) 平成15年度社会保障給付費 表4機能別社会保障給

付費 p.4

8) 岡田太造(1999)p.110

参考文献

岡田太造 1999「分担研究3. 社会保障給付費の規模及び負担の評価に関する研究」『平成10年度厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業 研究代表 尾形裕也：我が国社会保障の水準に関する総合的研究』
国立社会保障・人口問題研究所 2004「動向 社会保障費用の国際統計の動向—ILO, OECD, EUROSTATを中心として—」海外社会保障研究 No.146

国立社会保障・人口問題研究所 2005「平成15年度社会保障給付費」

浅野仁子 2001「動向 社会保障費の国際比較—基礎統計の解説と分析—」海外社会保障研究 No.134

勝又幸子・森田陽子 1999「動向 社会保障費 国際比較基礎データ—財源の国際比較分析と解説—」海外社会保障研究 No.128

OECD, 2005 “Employment Outlook 2005”

(ほんだ・たつお 企画部長)

(かつまた・ゆきこ 企画部第3室長)

(よねやま・まさとし 企画部第1室長)